

# 山梨県公報

号外第六号

平成十七年  
二月十七日

木曜日

## 目次

### 選挙管理委員会

- 政治団体の名称等の届出……………一
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………三
- 不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示の一部改正……………三
- 収支報告書の要旨の公表の一部訂正……………三
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程……………四

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。  
平成十七年二月十七日

#### 山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届

その他の政治団体

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
尾形こうしょう後援会	志村佳弘	志村昭吾	北都留郡上野原町野田尻二七一九	平成十七年 二月七日	平成十七年 二月七日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名称	代表者氏名	会計責任者	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	稲山徳仁後援会徳友会		深沢健郎		平成十六年 十一月二十日	平成十七年 一月二十日
旧			小池光三			



山見よしひこ後援会	山見善彦	渡辺郁子	甲府市飯田三七七	平成十六年十二月一日	平成十七年一月二十一日
窪田義久後援会	神宮寺敏雄	窪田和久	北杜市長坂町長坂上条二四九一	平成十六年十二月三十一日	平成十七年一月二十五日
友和会	浪崎康介	小沢豊男	北杜市長坂町長坂上条三三〇一五	平成十六年十二月三十一日	平成十七年一月二十八日
厚芝邦雄後援会	秋山善晴	厚芝房雄	南アルプス市秋山二二三三	平成十七年二月十日	平成十七年二月十日
きれいな南アルプス市をつくる会	井上達夫	志村昭郎	南アルプス市沢登五二一一	平成十七年一月三十一日	平成十七年二月十四日

政治資金規正法第十九条第二項第一号の届出 資金管理団体指定取消届

氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	指定取消年月日	届出年月日
山見善彦	甲府市議会議員	山見よしひこ後援会	甲府市飯田三七七	山見善彦	平成十六年十二月一日	平成十七年一月二十一日

山梨県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十二年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成十四年十月十七日山梨県選挙管理委員会告示第四十四号）の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年二月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部のうち「(1) 収入総額 97,211,565円」を「(1) 収入総額 99,211,565円」に、「イ 本年收入額 82,699,565円」を「イ 本年收入額 84,699,565円」に、「(2) 支出総額 93,452,824円」を「(2) 支出総額 95,452,824円」に改める。自由民主党山梨県参議院選挙区第二支部のうち「イ 寄附 57,600,000円」を「イ 寄附 59,600,000円」に、「(ア) 寄附 57,600,000円」を「(ア) 寄附 59,600,000円」に、「(カ) 政治団体からの寄附 14,750,000円」を「(カ) 政治団体からの寄附 16,750,000円」に、「合計 82,699,565円」を「合計 84,699,565円」に、「平成研究会 2,000,000円 東京都千代田区」を「平成

山梨県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第一項及び第四項第一号の規定による、不在者投票を行うことができる施設の指定に関する告示（平成十五年山梨県選挙管理委員会告示第二十一号）の一部を次のとおり改正し、平成十七年三月二十二日から適用する。

平成十七年二月十七日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石澤道夫

表中「東山梨郡牧丘町室伏二四五二番地」を「山梨市牧丘町室伏二四五二番地」に改める。

山梨県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による収支に関する報告書について、山梨県民主教育政治連盟から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定による収支報告書の要旨の公表（平成十六年十月十四日山梨県選挙管理委員会告示第五十号）の一部を次のとおり訂正する。  
平成十七年二月十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石 澤 道 夫

山梨県民主教育政治連盟のうち一	
「(1) 収入総額	46,990,952円」を
「(1) 収入総額	57,200,952円」に
「イ 本年収入額	19,319,024円」を
「イ 本年収入額	29,529,024円」に
「(3) 翌年への繰越額	31,132,528円」を
「(3) 翌年への繰越額	41,342,528円」に改める。
山梨県民主教育政治連盟のうち二	
「(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	19,319,000円
カ その他の収入	4,552円
合計	19,319,024円
「(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	19,319,000円
イ 寄附	4,552円
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	10,210,000円
カ その他の収入	10,210,000円
合計	29,529,024円
【寄附の内訳】	
ア 個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
その他	10,210,000円

小計 10,210,000円

山梨県選挙管理委員会規程第二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。  
平成十七年二月十七日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 石 澤 道 夫

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

(趣旨)

第一条 委員会等が所管する手続等を、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十六年山梨県条例第四十五号。以下「情報通信技術利用条例」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。  
(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 委員会等 山梨県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）若しくはこれに置かれる機関又はこれらの機関の職員であつて法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

二 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。

三 電子証明書 申請等を行う者又は委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。

(電子情報処理組織による申請等)

第三条 情報通信技術利用条例第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、委員会の定めるところにより、委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の申請等を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信し、及び委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

らない。ただし、委員会等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

一 商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

二 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項に規定する電子証明書

三 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書のうち委員会が定めるもの

3 第一項の申請等を行う者は、委員会等の定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び委員会の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 委員会等は、申請等を行う者が前項に規定する事項を送信する場合において、次の各号に掲げるときは、当該申請等について規定した規程の規定にかかわらず、当該各号に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る第二項第一号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る第二項第二号に掲げる電子証明書を送信するとき 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

5 規程の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第一項の申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

（電子情報処理組織による処分通知等）  
第四条 委員会等は、情報通信技術利用条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

（電磁的記録による縦覧等）  
第五条 委員会等は、情報通信技術利用条例第五条第一項の規定により書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、委員会等の

事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を据え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）  
第六条 委員会等は、情報通信技術利用条例第六条第一項の規定により書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）  
第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項の規程で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名（第三条第一項各号に掲げる電子証明書が併せて送信されるものに限る。）及び第三条第二項ただし書に規定する措置とする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項及び第六条第三項の規程で定める氏名又は名称を明らかにする措置は、電子署名とする。

附則  
この規程は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番